中国国家知識産権局
（ＣＮＩＰＡ）
（指定官庁又は選択官庁）

目　　次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書
手 数 料 …… 附属書 ＣＮ．Ⅰ
国内段階移行の請求（特許） …… 附属書 ＣＮ．Ⅱ
国内段階移行の請求（実用新案出願） …… 附属書 ＣＮ．Ⅲ
審査請求 …… 附属書 ＣＮ．Ⅳ
手数料（ＨＫＳＡＲにのみ適用） …… 附属書 ＣＮ（ＨＫ）．Ⅰ
標準特許について指定特許出願で記録する請求 …… 附属書 ＣＮ（ＨＫ）．Ⅱ
指定特許の登録請求及び標準特許の付与請求 …… 附属書 ＣＮ（ＨＫ）．Ⅲ
短期特許付与の請求 …… 附属書 ＣＮ（ＨＫ）．Ⅳ

略語のリスト

国内官庁：　中国国家知識産権局（ＣＮＩＰＡ）
ＣＰＬ：　中国専利法
ＣＰＲ：　中国専利法施行規則
ＨＫＳＡＲ：　中国香港特別行政区
ＩＰＤ：　ＨＫＳＡＲ知的財産部
Ordinance：　専利令（Cap.514）

指定（又は選択）官庁 ＣＮ	中国国家知識産権局 （ＣＮＩＰＡ） 国内段階に入るための要件の概要	概　要 ＣＮ

国内段階に入るための期間[1]	ＰＣＴ第22条(1)に基づく期間　：優先日から30か月[2] ＰＣＴ第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月[2]
国内官庁は権利回復を認めるか（ＰＣＴ規則49.6)？	認めない
要求される国際出願の翻訳文の言語[3]	中国語
要求される翻訳文[3]	ＰＣＴ第22条に基づく場合：願書・明細書・請求の範囲（補正された場合には，出願人が補正を手続の基礎とするよう希望するのであれば，最初に提出したもの・補正されたものの双方，及びＰＣＴ第19条に基づく説明書)・図面の中の説明・要約 ＰＣＴ第39条(1)に基づく場合：願書・明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には，出願人が補正を手続の基礎とするよう希望するのであれば，最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方)
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？[3]	中国国家知識産権局（ＣＮＩＰＡ）がＰＣＴ第20条に基づく国際出願の写しを国際事務局から受領していない場合に限り要求される。これは出願人がＰＣＴ第23条(2)に基づく国内段階手続の早期開始を明確に請求した場合に可能性がある。 ＨＫＳＡＲでは，国際段階で国際出願が中国語で公開されなかったときには，出願人は，国際事務局が公開した国際出願の写し及び中国国家知識産権局（ＣＮＩＰＡ）が公開した国際出願の写しを送付すべきである。

［次頁に続く］

1　中国は1997年7月1日，中国香港特別行政区（ＨＫＳＡＲ）を設立した。ＨＫＳＡＲは独立した特許登録局として運営され，特許の付与，行政，訴訟に関するすべての事項は，ＨＫＳＡＲ特許令に基づき決定される（第514章)。中国国家知識産権局（ＣＮＩＰＡ）で付与された特許が自動的に香港で保護されることはないが，中国国家知識産権局（ＣＮＩＰＡ）での特許の付与は，ＨＫＳＡＲでの特許の基礎とする事ができる。ＰＣＴに基づき特許を取得するためには，出願人は中国を指定国としなければならない。ＨＫＳＡＲの知的財産部（ＩＰＤ）に対する国内段階の詳細については，ＰＣＴ出願人の手引，中国国家知識産権局（ＣＮＩＰＡ）の章，ＣＮ.17からＣＮ.19までを参照。

2　この期間は，出願人が所定の手数料（ＰＣＴ第48条及び中国専利法施行規則120）を支払うことを条件として２か月延長できる。

3　ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。

ＣＮ	中国国家知識産権局 （ＣＮＩＰＡ）（続き）	ＣＮ

国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	認める。専利審査指南によるとＣＮＩＰＡはカラー図面を認め，その詳細は次のとおりである。この規定の翻訳文の解釈に疑義が生じた場合には，中国語の本文が優越する。 第Ｉ部，第1章，4.3： 図面はコンピュータを含む製図機器の支援で作成する。線は均一の太さで明確に区切り，改変は行わない。技術用青写真の図面は使用しない。図面は概して黒インクで作成し，必要な場合には，特許出願において該当する技術内容を明確に説明するためにカラー図面を提出することができる。 概して，写真は図面として使用しない。ただし，たとえば金属組織構造，組織球，電気泳動パターンを示す場合などの特別な状況では，図面として写真の使用が認められ，これを図面の用紙に貼付することができる。 第Ｉ部，第2章，7.3： 技術用青写真又は写真は図面として使用しない。 図面はコンピュータを含む製図機器の支援で作成する。線は均一の太さで明確に区切り，改変は行わない。各図と無関係な枠線を図の周囲に付さない。図面は概して黒インクで作成し，必要な場合には，特許出願において該当する技術内容を明確に説明するためにカラー図面を提出することができる。
国内手数料	通貨：人民元（CNY） 特許： 出願手数料[4] ····· CNY 900 追加出願手数料[4] －30枚を超える明細書の各用紙につき ····· CNY 50 －300枚を超える明細書の各用紙につき ····· CNY 100 －10個を超える各請求の範囲につき[5] ····· CNY 150 出願公開手数料 ····· CNY 50 優先権主張手数料，優先権ごとに[4] ····· CNY 80 審査手数料[6] ····· CNY 2,500 実用新案： 出願手数料[4] ····· CNY 500 追加出願手数料[4] －30枚を超える明細書の各用紙につき ····· CNY 50 －300枚を超える明細書の各用紙につき ····· CNY 100 －10個を超える各請求の範囲につき[5] ····· CNY 150 優先権主張手数料，優先権ごとに[4] ····· CNY 80

［次頁に続く］

4　この手数料はＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払う。

5　国内段階移行の出願追加手数料は出願時の国際出願における請求の範囲の数に基づき計算され，該当する場合であっても後に削除された数ではない。手数料の詳細は http://www.cnipa.gov.cn を参照されたい。

6　この手数料は優先日から３年以内に支払う。

ＣＮ	中国国家知識産権局（ＣＮＩＰＡ）（続き）	ＣＮ

国内手数料の免除，減額又は払戻し	中国国家知識産権局（ＣＮＩＰＡ）が受理官庁及び国際調査機関として行動する場合，出願手数料及び国内段階に移行する国際出願についての追加出願手数料は免除される 国際調査報告及び国際予備審査報告が中国国家知識産権局（ＣＮＩＰＡ）によって作成された場合，審査手数料は不要 実体審査段階に移行した出願について，最初の審査意見に対する応答期間の終了前に出願を自発的に取り下げた場合には，（既に応答を提出済の場合を除き）審査手数料の50％払戻しを請求できる
国内官庁の特別の要件（ＰＣＴ規則51の2）[7]	発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には，発明者の氏名[8] 出願人が同一でない場合には，優先権の譲渡証書[8] 出願人が国際出願日の後に変更された場合，必要であれば国際出願の譲渡証書 代理人の選任 出願人が国際出願に関して新規性喪失の例外を主張する場合には，新規性喪失の例外に関する証拠 該当すれば，電子形式によるヌクレオチド又はアミノ酸の配列表
誰が代理人として行為できるか？	中国で法人化されている特許代理人。特許代理人のリストは国内官庁から入手できる。
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（ＰＣＴ規則49の3.1）？	認める
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（ＰＣＴ規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」の基準を適用する。指定官庁としてのＣＮＩＰＡに対する優先権の回復請求期間は，指定官庁に対する国内段階移行日から２か月である。

7　ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合，国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

8　対応する申立てがＰＣＴ規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

CN. 01　国内段階へ移行するための様式

国内官庁は国内段階へ移行するための特別の様式を準備している（発明出願については附属書CN.Ⅱ，実用新案出願については附属書CN.Ⅲ参照）。国内手数料の支払及び国際出願の中国語への翻訳文の提出には，これらの様式を使用することが望ましい（義務ではない）。様式は http://www.cnipa.gov.cn の国内官庁ウェブサイトから入手することもできる。

CN. 02　翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは，出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

CN. 03　手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書CN.Ⅰに概説されている。

CPL Art. 35
CPR Rules 110
113

CN. 04　審査請求

国内官庁は，優先日から３年以内に審査請求及び審査手数料の支払があった場合にのみ特許出願の実体について審査をする。審査手数料の額は附属書CN.Ⅰに記載されている。審査請求書の様式の写しは，附属書CN.Ⅳに示されている。様式は http://www.cnipa.gov.cn の国内官庁ウェブサイトから入手することもできる。

CPR Rule 17

CN. 05　委任状

委任状を提出して代理人を選任しなければならない。

PCT Art. 28
41
CPR Rules 57
130

CN. 06　出願の補正及びその時期

実用新案についての国際出願に関して，出願人は国内段階移行日から２箇月以内に，明細書，図面及び請求の範囲を補正するよう国内官庁に請求することができる。特許についての国際出願に関して，出願人は，審査請求時に自発的に，及び出願が実体審査に入った旨の国内官庁からの通知を受領してから３箇月以内に，出願を補正することができる。国内官庁による審査の見解通知に示された欠陥を補充する目的で，出願人が出願の補正を希望する場合には，国内官庁が定めた期間内に補正する。

CN. 07　譲渡証書

出願人は国際出願をする権利を有するものと推定され，ある団体の従業者である発明者によってなされた従業者発明を，当該団体が国際出願した場合，譲渡証書は要求されない。出願後，出願人に変更が生じた場合，それぞれの変更について譲渡証書が要求される。

PCT Art. 17(3)(b)
34(3)(c)
CPR Rule 133

CN. 08　発明の単一性がない場合の特別手数料

国際出願が発明の単一性の要件を満たしておらず，出願人が追加調査手数料若しくは予備審査手数料を国際調査機関又は予備審査機関に支払わなかったために，国際出願の一部が国際調査又は予備審査の対象とされなかった場合，国内官庁は，中国語に翻訳された出願に関する前記判断が正しいか否かを決定する。その判断が適性とされた場合，国内官庁はこの決定の通告に定める期間内に特別手数料を支払うよう出願人に求める。当該手数料は附属書CN.Ⅰに表示されている。出願人が特別手数料を支払わない場合，国際調査又は予備審査の対象とならなかった国際出願の当該部分は取り下げられたものとみなされる。

CPL Art. 43
CPR Rules 60
115

CN. 09　年　金

特許付与の通知を国内官庁から受領してから２箇月以内に最初の年金を支払わなければならない。その後の年金はすべて国際出願日の応当日前の１箇月以内に前払しなければならない。年金が支払われない又は全額支払われない場合，国内官庁は割増料を添えて期間満了から６箇月以内に支払うよう出願人に求める。年金が期間内に支払われない場合，特許は年金を支払うべきであった期間の満了から失効したものとみなされる。年金額は附属書CN.Ｉに表示されている。

PCT Art. 25
PCT Rule 51
CPR Rule 134

CN. 10　ＰＣＴ第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。国際段階における国際出願に関して，国際出願日が認められていない場合，国際機関の１つによって取り下げられたものとみなされた場合，出願人は国内官庁に見直しを請求することができる。

PCT Art. 24(2)
48(2)
PCT Rule 82*bis*
CPR Rule 120

CN. 11　期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

出願人は，国内段階へ移行するために必要な手続を30箇月の所定期間内に行わなかった場合であっても，国内段階遅延移行の割増料を支払うことを条件として，優先日から32箇月の期間が満了するまでに必要な行為をすることができる。

CPR Rules 6
122

CN. 12　CPR規則122の規定に従うことを条件として，国内段階移行に必要な手続を行った後に，不可抗力のために，CPL若しくはCPRで規定する又は国内官庁が定める期間を遵守しなかったことにより権利の喪失となった場合，出願人は，その障害がなくなった日から２箇月以内であってその期間の満了から２年以内であれば，権利の回復を請求することができる。その請求には期間を遵守することができなかった理由説明書及び関連する証書を添付すべきである。正当な理由のために，CPL若しくはCPRで規定する又は国内官庁で定める期間を遵守しなかったことにより権利の喪失となった場合，出願人は国内官庁からの通知を受領した日から２箇月以内に理由を述べて自己の権利の回復請求をすることができる。

CN. 13　優先権の回復

ＰＣＴ第26条の2.2に基づき国際事務局又は受理官庁が優先権は主張されなかったものとみなす宣言を行い，関係情報が国際出願と併せて公開された場合，出願人は国内段階移行から２箇月以内に，優先権の回復を請求することができる。優先権の回復請求は手数料の支払を条件とする（手数料の額は附属書CN.Ｉ参照）。

CPR Rules 43
44
PCT Rules 49*bis*.1(a)
76.5

CN. 14　実用新案

出願人が国際出願に基づき，中華人民共和国において特許に代えて実用新案の取得を希望する場合には，ＰＣＴ第22条又は第39条で規定する行為をする時点で，国内官庁にその旨を表示する。

CN. 15　国内段階の要件は，実用新案については図面を提出しなければならないこと，及び実体審査が行われないことを除けば，基本的に特許の場合と同じである。特許についての国際出願は実用新案に出願変更することができず，またその逆も同じである。

CPL Art. 41
CPR Rules 65-68

CN. 16　不服申立

国際出願が国内段階で拒絶された場合，出願人は，通知受領日から３箇月以内に再審査を請求し，再審査手数料を支払うことができる。

CN. 17　HKSARで保護を受ける方法

HKSARでの特許保護は，国際出願において中国を指定国とし，更に中華人民共和国国家知識産権局（CNIPA）に対する国内段階に有効に移行した国際出願を基礎とした場合にのみ取得できる。HKSARのIPDに対するその後の手続は特許令（第514章）に記載されている。

Ordinance Sec. 16

CN. 17. 01　標準特許

政令第16条は，中国を指定国とする国際出願を基礎とする標準特許について規定している。

CN. 17. 02　標準特許出願の記録様式

標準特許出願の記録には特別な様式を使用しなければならない。この「指定特許出願の標準特許への記録請求（Request to Record a Designated Patent Application for a Standard Patent)」の様式は，IPDウェブサイト（http://www.ipd.gov.hk）からダウンロードすることができる。

Ordinance Sec. 16

CN. 17. 03　標準特許出願の記録用書類

出願人は，CN.17. 02に基づき指定する様式に加えて，以下の書類を提出しなければならない。

（i）国際事務局が公開した国際出願の複写

（ii）国際段階で国際出願が中国語で公開されなかったときには，中華人民共和国国家知識産権局（CNIPA）が公開した国際出願の複写

（iii）国際出願に関して中華人民共和国国家知識産権局（CNIPA）が公開したいずれかの情報の複写

CN. 17. 04　標準特許に関する特別な要件

出願人は，以下のものを提出しなければならない。

（i）中国語及び英語の両方による，発明の名称及び要約

（ii）国際出願の願書部分で提出していない場合には，発明者の氏名

（iii）出願人が国際出願の出願人と同一でなければ，標準特許の付与を求める資格を説明する陳述，及びその陳述の補助となる所定の書類

CN. 17. 05　手数料（支払方法）

この章に表示されている手数料の支払方法は，附属書CN(HK). I に概説されている。

Ordinance Sec. 15

CN. 17. 06　要件を満たすための期間

標準特許出願（「記録請求」）及びCN.17. 03で指定する書類は，中国国内公開の日から６箇月以内であればいつでも提出することができ，国際出願が国際段階で中国語によって公開されたときには，中華人民共和国国家知識産権局（CNIPA）が国内出願通知（PCT/CN 503）を発行した日から６箇月以内であればいつでも提出することができる。出願及び公告手数料は，最先の「記録請求」の提出後１箇月以内に支払う。

CN. 17. 07　送達用あて名

出願人は，代理人を選任する必要はないが，HKSAR内の送達用あて名が要求される。この目的で提出したあて名は，出願については出願人のあて名として扱われる。出願人が代理人を選任する場合，その代理人は，自らが居住又は業務活動を行うHKSAR内のあて名を提出するよう要求される。

Ordinance Sec. 23

CN. 17. 08　登録及び付与請求

「記録請求」が登録簿に記録され公告され，更に「記録請求」が，拒絶されず又は取下げ若しくは放棄等とみなされず，中華人民共和国国家知識産権局（CNIPA）が特許を付与した場合，出願人は標準特許の登録及び付与を請求する。

Ordinance Sec. 23

CN. 17. 09　登録及び付与請求の要件

出願人は，中華人民共和国国家知識産権局（CNIPA）が付与した日又は「記録請求」の公告日の**いずれか遅い日から**６箇月以内に，以下のものを提出しなければならない。

（i）「指定特許の登録及び標準特許の付与請求」の様式

（ii）中華人民共和国国家知識産権局（CNIPA）が公告した付与特許の指定公報の認証付謄本

（iii）出願人が登録簿に記録された者と異なる場合には，その出願人が登録を請求する権原の由来を表示する陳述，及びその陳述の補助となる所定の書類

出願及び公告手数料は，最先の「登録及び付与請求」の提出後１箇月以内に支払う。

Ordinance Sec. 33

CN. 17. 10　標準特許の維持出願

登録に至っていない標準特許出願を維持するためには手数料を支払う。この維持手数料は，政令で指定する日から起算して第５年の終了後，その後各年について支払う。この指定する日とは，HKSARで「記録請求」を公告した日後であって，国際出願日に対応する最初の日（すなわち，その１年後）である。維持手数料を支払わない場合には，その特許出願は取り下げられ放棄されたものとみなされる。ただし出願人は，維持手数料支払の指定期間後６箇月以内にその維持手数料及び追加手数料を支払えば，その特許出願は取下げ又は放棄されなかったものとして扱われる。

Ordinance Sec. 39

CN. 17. 11　更新手数料

更新手数料を支払うことによって標準特許出願を有効に維持できる。最初の更新手数料は，政令で指定する日から起算して第３年の満了から支払の対象となる。その後は，各年度の満了前に更新手数料を支払わなければならない。この指定する日とは，HKSARで特許が付与された日後であって，その標準特許の国際出願日の最初の対応日（すなわち，その１年後）である。更新手数料を支払わない場合には，その特許は失効する。ただし所有者は，更新手数料支払の指定期間後６箇月以内にその更新手数料及び追加手数料を支払えば，その特許はまったく失効していなかったものとして扱われる。

CN. 18. 01　短期特許

政令第125条は，中国を指定国として実用新案による保護を求める国際出願を基礎とする短期特許について規定している。

（i）短期特許に要求される創作性の水準は，標準特許のものと同じである。

（ii）短期特許の期間は標準特許より短い。更新手数料の支払を条件として，国際出願日から８年間有効となる。

CN. 18. 02　短期特許の出願様式

短期特許の出願には指定様式を使用しなければならない。この「短期特許付与請求」の様式は，IPDのウェブサイト（http://www.ipd.gov.hk）からダウンロードすることができる。

Ordinance Sec. 113
125

CN. 18. 03　短期特許出願の要件

出願人はCN.18. 02に基づき指定する様式に加えて以下の書類を提出しなければならない。

（i）国際事務局が公開した国際出願の複写

（ii）国際調査報告（公開時に国際出願に含まれていたもの又は個別に公開されたもの）の複写

（iii）国際出願に関して中華人民共和国国家知識産権局（CNIPA）が公開したいずれかの情報の複写

（iv）中華人民共和国国家知識産権局（CNIPA）が発行した国内出願通知の日付

CN. 18. 04　短期特許に関する特別な要件

出願人は，以下のものを提出しなければならない。

（i）中国語及び英語の両方による，発明の名称及び要約

（ii）国際出願の願書部分で提出していない場合には，発明者の氏名及び住所

（iii）出願人が発明者のみに該当しない場合又は複数の出願人が共同発明者に該当しない場合には，短期特許の権利を行使する資格の由来を表示する陳述

CN. 18. 05　手数料（支払方法）

この章に表示されている手数料の支払方法は，附属書CN(HK). I に概説されている。

Ordinance Sec. 113
125

CN. 18. 06　要件を満たすための期間

短期特許出願及び CN.18. 03 で指定する書類は，中華人民共和国国家知識産権局（CNIPA）に対する国内段階に移行した日から６箇月以内であればいつでも提出することができる。出願及び公告手数料は，最先の出願後１箇月以内に支払う。

CN. 18. 07　送達用あて名

出願人は，代理人を選任する必要はないが，HKSAR内の送達用あて名が要求される。この目的で提出したあて名は，出願については出願人のあて名として扱われる。出願人が代理人を選任する場合，その代理人は，自らが居住又は業務活動を行うHKSAR内のあて名を提出するよう要求される。

Ordinance Sec. 126

CN. 18. 08　更新手数料

短期特許の期間は，更新手数料の支払を条件として，国際出願日から８年である。国際出願日から４年の満了後に，所有者が短期特許を更に４年間維持することを希望するときには，更新手数料を支払う。更新手数料を支払わない場合，その短期特許は失効する。ただし所有者は，更新手数料支払の指定期日後６箇月以内にその更新手数料及び追加手数料を支払えば，その特許はまったく失効していなかったものとして扱われる。

CN. 19　回　復

政令は，標準特許出願及び特許の回復，並びに短期特許の回復について規定している。

手　数　料

（通貨：人民元）

	特　許	実用新案
出願手数料	900	500
出願公開手数料	50	－
追加出願手数料：		
－30枚を超える明細書の各用紙につき	50	50
－300枚を超える明細書の各用紙につき	100	100
－10個を超える各請求の範囲につき[1]	150	150
優先権主張手数料，各優先権につき	80	80
国内段階移行繰延べの割増料	1,000	1,000
予備審査段階での翻訳文誤記訂正の取扱手数料	300	300
実体審査段階での翻訳文誤記訂正の取扱手数料	1,200	－
発明の単一性の回復手数料	900	900
書誌データ変更の取扱手数料：		
－出願人，発明者又は特許権者の変更	200	200
権利回復請求手数料[2]	1,000	1,000
優先権回復請求手数料[3]	1,000	1,000
審査手数料	2,500	－
期間延長請求手数料：		
－１回目，各月につき	300	300
－２回目，各月につき	2,000	2,000
無効請求手数料	3,000	1,500
再審査手数料	1,000	300

1　国内段階移行の出願追加手数料は出願時の国際出願における請求の範囲の数に基づき計算され，該当する場合であっても後に削除された数ではない。手数料の詳細は http://www.cnipa.gov.cn を参照されたい。

2　この手数料はＣＰＲ規則６に基づき適用される。

3　この手数料はＰＣＴ第26条の2.2に基づき国際事務局又は受理官庁が優先権は主張されなかったものとみなす宣言を行い，関係情報が国際出願と併せて公開された場合に適用される。出願人は国内段階移行時2か月以内に，優先権の回復を請求することができる。

年　金：

－第１年度から第３年度まで，各年につき	900	600
－第４年度	1,200	900
－第５年度	1,200	900
－第６年度	1,200	1,200
－第７年度	2,000	1,200
－第８年度	2,000	1,200
－第９年度	2,000	2,000
－第10年度	4,000	2,000
－第11年度	4,000	－
－第12年度	4,000	－
－第13年度から第15年度まで，各年につき	6,000	－
－第16年度から第20年度まで，各年につき	8,000	－

手数料の支払方法

すべての手数料は，中国国家知的産権局（CNIPA）に直接，又は，銀行若しくは郵便送金又はその他の国内官庁が定める方法によって支払わなければならない。

様　式（附属書ＣＮ．Ⅱ－Ⅳ）

国内官庁は次の書類を保有している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書Ｂ）を参照されたい。

附属書 ＣＮ．Ⅱ　国内段階移行の請求（特許）
https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_cn.pdf

附属書 ＣＮ．Ⅲ　国内段階移行の請求（実用新案出願）
https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_cn.pdf

附属書 ＣＮ．Ⅳ　審査請求
https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IV_cn.pdf

手　数　料

（通貨：香港ドル）

特許様式No.	手続事項	額
Ｐ１	標準特許出願又は実施権の適格者，又は実施権期間若しくは対価の適格性についての登録官への問い合わせ	190
Ｐ１Ａ	選任され代理人として特許令第13条(3)(c)又は第14条(4)に基づき手続する旨の認証を登録官から得るための申請	190
Ｐ２	異議通知又は答弁書の提出	325
Ｐ４	指定特許出願の記録請求	380
	記録請求の公告手数料	68
	記録請求の出願手数料又は公告手数料の遅延支払に対する追加手数料	95
Ｐ５	指定特許の登録及び漂準特許の登録請求	380
	登録及び付与請求の公告手数料	68
	登録及び付与請求の出願手数料又は公告手数料の遅延支払に対する追加手数料	95
Ｐ６	短期特許付与出願	755
	短期特許付与出願の公告手数料	68
	短期特許付与出願の出願手数料又は公告手数料の遅延支払に対する追加手数料	95
Ｐ７	特許令第51条(2)(6)(ii)又は第146条に基づく誤記の訂正請求	135
	翻訳文の訂正の公告請求	190
Ｐ９	標準特許の維持出願：	
	－第５年度の満了後の１年間の維持出願	270
	－その後各年度の維持出願	270
	維持手数料の遅延支払に対する追加手数料	95
Ｐ10	標準特許の更新：	
	－第３年度の満了後の１年間の更新請求	540
	－その後各年度の更新請求	540
	標準特許の更新手数料の遅延支払に対する追加手数料	270
	短期特許の更新	1,080
	短期特許の更新手数料の遅延支払に対する追加手数料	270
Ｐ12	維持手数料の未払によって取下とみなされた漂準特許出願の回復	405
	失効した標準特許の回復	405
	失効した短期特許の回復	405

特許様式No.	手続事項	額
Ｐ13	取下とみなされた特許出願を回復するための追加手数料	405
	権利を回復するための追加手数料	405
Ｐ14	発明者の言及	135
ＳＰ3	延長手数料	215
	翻訳文の遅延提出の制裁金	190

様　式（附属書ＣＮ（ＨＫ）．Ⅱ－Ⅳ）

国内官庁は次の書類を保有している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書Ｂ）を参照されたい。

附属書 ＣＮ(ＨＫ)．Ⅱ　標準特許について指定特許出願で記録する請求
https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_cnhk.pdf

附属書 ＣＮ(ＨＫ)．Ⅲ　指定特許の登録請求及び標準特許の付与請求
https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_cnhk.pdf

附属書 ＣＮ(ＨＫ)．Ⅳ　短期特許付与の請求
https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IV_cnhk.pdf